

## 第11節 海外の動向

### 1 海外の情報通信政策の動向

#### (1) 米国の情報通信政策の動向

##### ア 「ConnectED」 イニシアティブ

オバマ政権の第1期に当たる2009年から2012年にかけては、情報通信分野における主要な課題は普及の遅れや速度面で課題のあったブロードバンド網の整備であった。再選を果たしたオバマ政権の第2期では、学校・図書館への高速ブロードバンド接続を充実させるための施策として、2013年6月に「ConnectED」イニシアティブが発表された。同イニシアティブは、5年以内に米国の99%の生徒が次世代高速ブロードバンド（下り速度の目標1Gbps、最低100Mbps）等を学校や図書館で利用できる環境の整備、教員のスキル向上及び教材のデジタル化等を柱とする取組である。

このイニシアティブに基づき連邦通信委員会（FCC）は、2014年2月、ユニバーサルサービス基金で運用されている学校等でのインターネット接続費用への補助プログラム（E-rate）の見直しを行い、今後2年間で15,000以上の学校及び2,000万人の学生を高速ブロードバンドでつなぐために20億ドルの頭金を拠出すると発表した。

また、米国の情報通信関連主要企業が、総額7億5,000万ドル以上の額に相当する寄付とともにこの取組に協力することが、ホワイトハウスのファクトシートで公表された。主なものは以下のとおり。

- ・アップル 1億ドル相当のiPad、Macbook等の製品を学校に寄付
- ・AT&T ミドルスクールに無料インターネットアクセスを提供するため3年間で1億ドル拠出
- ・マイクロソフト 公立学校に対し、ウィンドウズOSやウィンドウズ搭載機器を安価で提供
- ・スプリント 今後4年間に50,000の低所得世帯の高校生に無料で無線サービスを提供

##### イ サイバーセキュリティ政策

オバマ政権第2期で力を入れている情報通信政策の一つが情報セキュリティ対策の強化である。米国におけるセキュリティ対策の法的枠組みとしては、2002年の「連邦情報セキュリティ管理法（FISMA）」があるものの、セキュリティ対策強化のための改正が求められていた。連邦議会では、2012年から2013年にかけて、FISMA改正関連法案を複数審議したもののいずれも成立しなかった。そこで、オバマ大統領は、2013年2月「重要インフラのサイバーセキュリティ強化に関する大統領令」を発出、大統領令のもとでのセキュリティ強化を図っている。同大統領令では、重要インフラとして通信、エネルギー、金融、運輸、政府施設、原子炉等の16分野の施設を指定、重要インフラの所有者・管理者との間での情報共有強化、リスク対応標準を開発・実践するパートナーシップの推進、プライバシーと市民的自由の確実な保護を求めている。

さらに、同大統領令に基づいて、2014年2月に米国商務省国立標準技術研究所（NIST）が、重要インフラのサイバーセキュリティを強化する基本枠組を発表した。同基本枠組は、重要インフラを有する企業や組織に対し、サイバーセキュリティのリスク管理のための指針を提供するもので、各組織が管理レベルの現状把握や目標設定を行い、改善を図れるよう支援することを目的とする。同枠組みは、ワークショップの開催やパブリックコメント等を通じ、重要インフラを保有する事業者及び業界団体等の民間部門から多くのインプットを得て策定されたが、企業等における採用は任意で、政府関係者もこれが新たな規制を課すものではないとしている。

##### ウ FCC新委員長の就任とFCC改革の推進

米国における通信・放送分野の規制監督機関である連邦通信委員会（FCC）のトム・ウィーラー委員長は、2013年11月の就任直後、FCCの手続き改革に着手すべくワーキンググループを設置した。2014年1月に、同ワーキンググループは、FCCの効率性や効力、反応を向上させるための100項目以上の勧告案をまとめた報告書を作成した。勧告には、説明責任の向上、諸手続きの内部見直し作業の効率化、バックログの削減、免許交付制度の見直し、消費者からの苦情処理手続きの現代化、政策文書草稿プロセスの改善、ITインフラやウェブサイト上の機能の改善などが含まれている。

##### エ IPベース・ネットワークへの移行政策

ウィーラー委員長は、IPベース・ネットワークへの転換を掲げており、具体的な移行に向けたトライアルを

実施する予定であるが、米国では、既存の固定回線網は通信法第Ⅱ編の規定の範疇にあり、相互接続や緊急通話提供等の様々な規制が課されていることから、IPベース・ネットワークになった際に、現行規則がどの程度適用されるかは不明な点も残されている。

FCCでは、2013年12月にIPネットワークへの移行について、消費者の利益やネットワークの価値の維持を念頭に置いた広範なトライアルを開始する計画の概要について討議、2014年1月に、IP移行トライアル実施を採択した。その際、回線交換方式からIPベースの電気通信網に移行することが公共安全、ユニバーサルアクセス、市場競争、消費者保護にどのような影響を与えるかを探るIP移行トライアルを実施することが満場一致で採択された。

### オ ネット中立性規則に関する動き

2010年12月にFCCが制定したネット中立性規則を巡っては、1996年電気通信法第706条に基づくFCCの規制権限の有無、ブロッキング禁止と非合理的な差別的取扱い禁止に関する規定に関し、ベライゾンが、ブロードバンドネットワークやサービス、インターネット自体に不要な規制を設けるものとして2011年に提訴し、ワシントンDC地区連邦控訴裁判所は、2014年1月、FCCの規制権限は認められたものの、ブロッキングの禁止と非合理的な差別的取扱い禁止規定については無効として、FCCへ差し戻す旨の判決を出した。

同判決を受け、同年2月、FCCウィーラー委員長は今後の対処方針として、上告はせず新規規則の提案を検討する旨のステートメントを発表し、5月15日にはネット中立性に関する新たな規制制定案告示（NPRM）を採択し、7月15日まで意見公募が行われることとなった。

新規規則案は、1996年電気通信法第706条を規制根拠とし、①透明性の確保（開示すべき情報の追加、具体化などの義務を強化）、②ブロッキングの禁止、③商業上の不合理な慣行の禁止（従来の非合理的な差別的取扱い禁止規定は廃止）、④執行及び紛争解決手段が主な内容となっている。

意見募集では併せて、現在「情報サービス」として分類されているブロードバンドインターネットアクセスサービスを、電気通信法第Ⅱ編のコモンキャリア規制が適用される「電気通信サービス」に再分類することの是非や、この再分類に関して第Ⅱ編に基づく一部規制のみが適用される、いわゆる「第三の道」についても意見募集が行われている。

## (2) EU諸国の情報通信政策の動向

### ア EU

#### (ア) 米国による情報監視問題の波紋

米国の情報機関である国家安全保障局による監視問題は、EUにおける市民のプライバシーやデータ保護関連の政策に多大な影響を与えた。

欧州委員会は2013年11月にEUと米国間のデータ流通をめぐる懸念解消に向け、①大西洋を横断するデータ流通に関する戦略ペーパー（コミュニケ）を作成し、米国の情報収集プログラムによるリスクに対応する、②EUと米国間の商用目的のデータ転送を規制している「セーフハーバー協定」（個人データの移転に関するEUと米国間の取り決め）の機能を分析する、③2013年7月に設置されたEUと米国の作業部会を通じてデータ保護に関する報告書を作成する、という内容で構成されたアクションを提示している。また、三つのアクション以外にも、旅客者予約記録（Passenger Name Records：PNR）やテロリスト資金源追跡プログラム（Terrorist Finance Tracking Programme：TFTP）の米国との既存合意の見直しなどを欧州委員会は提案している。

#### (イ) 電気通信の単一市場パッケージ

2013年9月11日、欧州委員会は電気通信の単一市場構築を狙いとする法案を盛り込んだパッケージ「欧州大陸の接続：電気通信の単一市場の構築（Connected Continent：Building A Telecoms Single Market）」を提出した。パッケージは、2010年5月に公表されたEUの包括的なICT戦略「欧州デジタル・アジェンダ」における「デジタル単一市場（Digital Single Market）の創設」とアクションを実現するものであり、国境を越えたコンテンツ、サービス、事業の展開を目標としている。

提出された電気通信の単一市場パッケージは、「認可指令（2002/20/EC）」、「枠組み指令（2002/21/EC）」、「ユニバーサル・サービス指令（2002/22/EC）」、「BEREC（欧州電子通信規制者団体）の設立と事務局に関する規則（Regulations（EC）No 1211/2009）」、「EU域内の公衆移動体通信網のローミングに関する規則（Regulations（EU）No 531/2012）」といった複数の指令・規則の改正案によって構成されている。

2014年4月3日には、欧州議会本会議において修正案が可決された。主な改革のポイントとして、「電気通信事業者に適用される規則の簡略化」、「EU域内のローミング料金の撤廃」、「法律によるオープン・インターネット（ネット中立性）の保護」、「電気通信サービスの契約における消費者の権利強化」、「周波数割当てにおける協調」、「投資環境の確保」が挙げられる。

### （ウ）ICT利活用の行動計画

EUでは欧州デジタル・アジェンダの目標に沿ってブロードバンドインフラの普及を進めているが、並行してICTの利活用にも力を入れている。2014年1月には、欧州委員会が2012年に提案していた、ヘルスケア分野でデジタル・ソリューションの活用を図る「eヘルス行動計画」が欧州議会で承認され、ほぼ同時期に、米国との間で患者データの共有を図るeヘルス関連のプロジェクト「Trillium Bridge」の設立が公表された。同プロジェクトでは、患者の重要な健康データを含んだ欧州の「患者概要（patient summary）」と、米国の「電子医療記録における意義ある利用ステージ2（Meaningful Use II Transitions of Care）」の情報の相互共有を図っていく。

ヘルスケア分野以外では、教育機関におけるデジタルスキルの向上を図る行動計画「開かれた教育（Opening up Education）」が2013年9月に欧州委員会により公表されている。本行動計画では、欧州のデジタルスキルが低調であるという現状の改善に向けて、①組織、教員、学習者のイノベーションを促進するために機会を創出する、②公共の財源によって教材を作成し、オープン教育リソースとして誰でも利用できるようにする、③教育機関のICTインフラやコネクティビティを向上させる、といった取り組みへの着手を掲げている。

### （エ）スマート化の推進

欧州委員会は2013年11月に「スマートシティ戦略的実践計画（Smart Cities Strategic Implementation Plan）」に盛り込まれた活動内容の実現について地方自治体、企業および市民団体の代表らと協議した。欧州委員会は同計画に対して、研究・イノベーション資金配分プログラム「Horizon2020」の2014～2015年の予算から2億ユーロを拠出する意向を示している。また同月、スマートシティとスマートビジネスの構築を支援するアプリケーションに、賞金総額で40万ユーロを提供する欧州史上最大のアプリ・コンテストを開催すると発表した。

また、高度交通システムの研究開発に重点を置いてきた欧州委員会は、2014年2月コネクティッド・カーの欧州標準の策定を発表した。コネクティッド・カーの標準は欧州電気通信標準化機構（ETSI）と欧州標準化委員会（CEN）が欧州委員会の求めに応じて策定したもので、本標準の採用により様々な業者間でコネクティッド・カーの製造に関して共有が図られるようになる。

### （オ）サイバーセキュリティ動向

2013年4月に欧州議会の本会議で欧州ネットワーク情報セキュリティ庁（ENISA）の機能強化を図る規則案が賛成多数で可決された。ENISAの活動期間の7年延長、ENISAによるサイバーセキュリティ政策や関連法の策定サポート、ならびにサイバーセキュリティ関連の研究開発や標準化のサポートなどを含む規則は2013年6月に正式に発効した。

このほか、サイバー犯罪の罰則を強化する指令案が2013年7月に欧州議会と欧州連合理事会で立て続けに採択され、正式に法律として発効した。指令の発効により、情報システムへの不正アクセス、データへの違法干渉、違法な通信傍受、サイバー攻撃での使用を意図したツールの開発や販売などに最低2年以上の禁固刑が科され、発電所、運輸網、政府ネットワークといった「重要インフラ」への攻撃などには最低5年の禁固刑が科される。また、司法と警察の国境を越えた連携を推進するための準則も盛り込まれている。

## イ 英国

### （ア）デジタル国家戦略文書「接続、コンテンツ及び消費者」

文化・メディア・スポーツ省（DCMS）は2013年7月、デジタル国家として英国が世界をリードするための長期的戦略文書「接続、コンテンツ及び消費者：成長のための英国のデジタルプラットフォーム（Connectivity, content and consumers : Britain's digital platform for growth）」を発表した。

英国のメディア及び電気通信セクターにおける規制は2003年通信法から大きく変更されておらず、政府は大幅な制度改正を行うための「新通信法案」を目指していたが、スケジュールの延期が繰り返されていた。同戦略文書では、規制の革新的な変更というよりも、むしろ漸進的な見直しが提案された。

具体的な内容としては、「今後10～15年を見据えた世界クラスのデジタルインフラ」、「世界で競争できるイノベティブなコンテンツ」、「インターネットにおける消費者の安全」、「競争及びコスト、サービスにおける豊



富な選択オプション」といった四つの目標が提示された。さらに具体的に取り組むべき課題として、消費者利益の保護が最優先分野として位置づけられ、迷惑電話への対応、予期せぬ高額な料金請求の根絶、有害コンテンツからの児童保護といった課題が挙げられた。さらに、多様な形式の電子番組案内を通じての公共サービス放送の視聴、インセンティブオークションの実施やホワイトスペース技術を利用したダイナミックスペクトラム・アクセス、メディアの中立性の基準等が検討されることとなった。

#### (イ) 行政サービスのオンライン化促進政策

内閣府は2014年1月、政府が現在進めている各種サービスのオンライン化が順調に進んでおり、2015年までにG8諸国の中では最もデジタル化が進んだ政府になると発表した。

また、内閣府内の政府機関のデジタルサービス化を推進する組織「政府デジタルサービス (Government Digital Services)」が、政府関連機関内のデジタル・インクルージョン促進を目的に、デジタル・インクルージョンの原則をまとめ「デジタル・インクルージョン・チェックリスト」として発表した。これは政府機関、民間、慈善団体セクターなどで広く利用されることを目的に作成されたもので、チェックリストを順守することで自動的にデジタル・インクルージョンを実行することができるように設定されている。

#### (ウ) クリエイティブ産業振興政策

文化メディア・スポーツ省は「個人の創造性や技能、才能に由来し、また知的財産権の開発を通して富と雇用を創出しようとする産業」として、広告、建築、アート、デザイン、映画、出版、ソフトウェア、テレビ・ラジオ等の産業をクリエイティブ産業と位置付けている。また、財務省はクリエイティブ産業が英国にもたらす文化・経済的価値は大きく、英国の映画とTV番組が世界をリードできるよう、業界内に見出される幅広い才能を支援する方針を打ち出している。

### ウ フランス

#### (ア) 「デジタル分野における政府活動ロードマップ」の推進

2012年5月に発足したオランド政権における情報通信政策は、エロー首相（当時）が2013年2月末に発表した政策要綱「デジタル分野における政府活動ロードマップ」(Feuille de route du Gouvernement sur le numérique) に沿って実施されてきた。このロードマップには、①デジタル技術活用による若年層の教育・就業機会増大、②デジタル技術活用による国内企業の競争力強化、③デジタル社会・経済におけるフランスの価値の促進、の三つの目標の下、18の具体的政策が盛り込まれている。2014年3月、政府はこのロードマップ発表後1年間の成果報告を行い、18の政策のほぼすべてが実施段階に入っていることを確認している。

このうち、デジタル技術活用による国内企業の競争力強化については、その一環として、「フランス超高速ブロードバンド計画」(Le Plan France Très Haut Débit) において、2022年に国内全世帯を超高速ブロードバンド接続可能にすることが目標とされている。官民合計で10年間に約200億ユーロを投資するとされており、中間段階として2017年には国内の半数の世帯が超高速ブロードバンドに接続可能となる見込みである。

サイバーセキュリティ強化は、2013年12月に成立した2014年-2019年の防衛計画に関する法律において優先項目のひとつとされており、この分野において中心的な役割を果たす国家情報システムセキュリティ庁(ANSSI) の職員を段階的に増加させること等が規定されている。

また、2013年9月、34分野にわたる産業育成により、今後10年間に455億ユーロの付加価値と48万の雇用とを創出することを目指す「新産業フランス」(Nouvelle France Industrielle) 計画が生産復興省により発表された。34の分野は、①エネルギー転換、②デジタル技術、③生活・医療改革に分類され、ビッグデータ、コネクテッド・オブジェクト、近距離無線通信(NFC)等を中心とする②はもとより、①にはスマートグリッド、③には病院電子化や遠隔教育等が含まれるなど、その多くが情報通信技術に関わるものとなっている。

さらに、2014年1月には新興企業育成施策「フレンチ・テック」(FrenchTech) が開始され、「未来への投資」基金による2.15億ユーロの支援等により、情報通信分野を始めとするベンチャー育成と国際展開支援が実施されており、同年2月にはベンチャーの米国への進出支援を目的とする事務所がサンフランシスコに開設された。

#### (イ) 通信・放送分野における基本法の改正

放送分野においては、2013年11月に施行された公共放送の独立に関する法律により、視聴覚法が改正され、放送行政を所管する視聴覚高等評議会(CSA)の委員の定員及び選任方法が改正されたほか、公共放送機関の会長の選任について、CSAの多数決により行う方式へと復された。また、フランス・テレビジョンにおける広告放送について、2016年1月までに全廃する旨の視聴覚法の規定が削除された。

通信分野においても、制裁に係る電子通信・郵便規制機関（ARCEP）内の訴追と判断との機能分化を強化する郵便・電子通信法典の一部改正が2014年3月に実施されている。

## エ ドイツ

ドイツのICT戦略は、連邦経済エネルギー省（BMWi）が推進する「デジタルドイツ2015」（Deutschland Digital 2015）と、連邦教育科学技術省（BMBF）が推進する「ハイテク戦略2020」（High-Tech Strategy 2020）とに大別される。

### （ア）デジタルドイツ2015

デジタルドイツ2015は、2010年10月に閣議決定され、2015年までを期限とするICT分野におけるドイツ産業界のイノベーションと競争力を推進するための包括的な取り組みである。ICTの利活用による持続可能な経済成長や雇用創出、社会的課題の解決といった目的の下、政策目標として、ドイツ企業の競争力強化やインフラ整備、利用者保護、研究開発の拡大と製品の短期市場投入、ICT利用に関する訓練・能力向上、ICT利活用による社会問題の解決などを挙げている。

### （イ）ハイテク戦略2020

ハイテク戦略2020は、イノベーションに係わる主要なステークホルダーが共通目標をもって課題解決に取り組む国家的アプローチとして、2006年に策定されたハイテク戦略を継続発展させたものである。2010年7月に、グローバルな課題への挑戦として「気候／エネルギー」「健康／栄養」「モビリティ（移動）」「セキュリティ」「コミュニケーション」の5つの分野に焦点を当て、課題解決に向けた研究プロジェクトが提案されており、イノベーションを推進するキーテクノロジーとして、バイオ／ナノテクノロジー、マイクロ／ナノエレクトロニクス、光学技術、マイクロシステム技術、材料技術、生産技術、サービス研究、宇宙技術、情報通信技術が示されている。

## （3）中国の情報通信政策の動向

### ア TD-LTEサービスの商用化

中国政府が推進してきたTD-LTE方式の商用サービスが通信事業者三社によって開始された。このうち、中国移动は既に大規模のトライアルサービスを行っていたため、2013年12月、他社に先駆けて商用サービスを正式に開始し、2014年内に300以上の都市で5,000万を超えるユーザーの獲得を目標に掲げている。

中国電信は、2014年2月よりサービスを開始した。当面は100ほどの主要都市にてサービス提供するとしており、将来的には、FDD-LTEと合わせて、2方式による4Gのサービスを提供する方針である。

また、中国聯通も、3月より25都市でのサービス提供を開始し、年内に300都市に拡大していく計画である。同社は、現在運営中のW-CDMA方式を最大限に活かし、今後FDD-LTEへの移行を優先するために、大規模なTD-LTE網を構築しないと明言している。そのため、2014年に行われる800億元規模の投資のほとんどは3G網の改善及びFDD-LTE基地局の構築に用いられるとされる。

### イ 情報関連消費の促進

中国経済は、2008年のリーマン・ショック以降、外需依存から内需促進へと方向転換した。その中で新たな成長エンジンとして特に注目されるのは国内市場における情報関連の消費である。

情報関連消費では、スマートフォンといったICT商品に対する需要、及び電子商取引（EC）に代表されるようなICTの利活用による需要の二大部分が含まれる。2013年以降、2013年8月に國務院によって公表された「情報関連消費の促進による内需拡大に関する若干の意見」をはじめとして、これらの需要喚起に関連した一連の政策が展開されている。

政策目標として、まず、年間の情報関連消費規模を、2015年までに、20%以上の成長率で3兆2,000億元に引き上げ、関連業界への波及効果が1兆2,000億元とすることを目指す中、新型ネットサービスに基づく消費規模の伸びは速く、2兆4,000億元に達することが見込まれている。また、電子商取引の取引規模について、18兆元（このうち小売りは3兆元以上）を目指すとしている。

### ウ IPv6の推進状況

IPv6に基づく次世代インターネットの発展促進に関連して、2012年3月に国家発展改革委員会をはじめとする七つの中央政府部門が連名で第12次5か年計画期間（2011～2015年）における発展目標を公表した。2014年から2015年まではIPv6の商用化普及促進段階と位置付けられており、東部発達地域のMAN（メトロポリタ

ン・エリア・ネットワーク)の全て及び中西部未発達地域のMANの50%がIPv6に対応でき、IPv4及びIPv6業務の相互接続が実現し、全体のインターネット普及率が45%に、またIPv6対応のブロードバンドユーザーが2,500万超に達することとされている。

#### エ 上海自由貿易試験区における外資参入の規制緩和

より優遇的な措置を試みることで、サービス分野の開放促進につながる新しい制度や運営モデルを模索するため、2013年9月に上海自由貿易試験区が設立された。通信関連では、付加価値通信サービスの経営及びゲーム機器の製造・販売に係る緩和措置が試みられており、2014年1月に工業・情報化部及び上海市人民政府によって発表された「中国(上海)自由貿易試験区での付加価値通信サービスの対外開放をさらに進める意見」では、複数のサービスにおける外資参入の緩和措置が明記された。

## (4) 韓国の情報通信政策の動向

### ア 科学技術・ICTと他産業の融合促進

2013年3月の省庁再編で新設された科学技術・ICT主管庁の未来創造科学部(「部」は日本の省に相当)が、朴槿恵政権の成長戦略「創造経済」の主導的役割を果たしている。政権の戦略として、科学技術・ICTと他産業の融合促進による社会問題解決と成長戦略を目指すことから、これまでにICT利活用促進につながる政策が相次いで打ち出されている。

未来創造科学部が2013年6月に、成長戦略の青写真としてまとめた「創造経済実現計画」は、科学技術・ICT融合促進のための政策として、「創造経済ビタミンプロジェクト」、「情報通信振興及び融合活性化等に関する特別法(ICT特別法)」制定等を盛り込んでいる。

#### (ア) 創造経済ビタミンプロジェクト

創造経済ビタミンプロジェクトとは、疲労回復に役立ち活力を与えてくれるビタミンのように、科学技術・ICTを活用することで各省庁の懸案事項を解決し、事業の高度化に寄与するという国民幸福・創造経済実現に向けた政策である。

2013年11月に未来創造科学部は「創造経済ビタミンプロジェクト」の詳細実施計画に当たる「創造経済ビタミンプロジェクト推進計画」をまとめ、重点7分野(農水畜産物、文化観光、保険医療、主力製造業、教育学習、中小企業・創業支援、災害安全SOC(System on a Chip))での科学技術・ICT融合プロジェクトを進める計画を発表した。ビタミンプロジェクトは単独省庁ではなく複数省庁の協業を基に政府横断で進められ、未来創造科学部はプロジェクトの総括省庁として各省の支援体系が一貫してスムーズに進むようにプラットフォーム的な舵取りの役割を担う。

2014年度ビタミンプロジェクト予算は前年比5倍増の1,000億ウォンとされ、個別実施プロジェクトは2014年度中に30以上、今後3年間で合計120以上と事業規模が大幅拡大された。さらに、2014年5月に情報通信戦略委員会がまとめた「情報通信振興及び融合活性化基本計画」により、プロジェクトの対象がエネルギー・交通・環境等のサービス産業等にも拡大された。今後は成果が検証されたモデルの大規模事業化・民間移譲でICT融合本格化を目指す。

#### (イ) ICT特別法制定でICTコントロールタワー復活へ

前政権発足時に情報通信部を解体したことでICT政策機能が4省庁に分散され、ICTコントロールタワー機能が不在となってしまった。ICT融合促進のために省庁間のスムーズな連携が必要なため、未来創造科学部をICT融合で実質的なICTコントロールタワーとする目的で、ICT特別法が2013年8月に制定、2014年2月に施行された。これにより、政府横断的ICT政策を統合・調整するICTコントロールタワーとして、国務総理を委員長として11省庁のトップと民間委員の25名で構成される情報通信戦略委員会が2014年5月に発足した。戦略委員会の幹事は未来創造科学部長官が務める。

ICT特別法では、ICT融合新製品の迅速な事業化のため、「原則許容、例外禁止」の臨時許可制度を導入しており、認証手続き簡素化などのICT融合品質認証制度が施行される。これにより、例えばスマートフォン利用の血圧・糖尿測定アプリ等、根拠法が未整備のICT融合サービスの迅速な事業化も可能になる見通しである。

#### イ 国家情報化基本計画 —ICT利活用促進がメインテーマ—

韓国では1990年代以降、国家情報化の青写真として5年ごとに国家情報化基本計画がまとめられ、早期にブロードバンド網整備や電子政府化を実現してきており、朴槿恵政権期間中のICT政策の根本政策は、2013年



12月に、未来創造科学部がまとめた「第5次国家情報化基本計画（2013～2017）」となる。過去20年に渡る国家情報化基本計画を通じ、韓国はICT先進国の地位を占めたが、ICT利活用とICT発展に伴う弊害の解決ではさらに政府レベルの持続的努力を必要としている。

今回の基本計画は「国民幸福のためのデジタル創造韓国実現」をビジョンとして、①情報化を通じた創造経済牽引 (Creative Economy)、②国家社会の創意的ICT活用 (Optimized Society via ICT)、③国民の創造力量強化 (Renewed Human Capacity)、④デジタル創造韓国インフラ高度化 (Enhanced ICT Infrastructure)、の四つのCORE戦略と15課題を盛り込んでいる。ICT利活用がキーポイントとなるため、上述の「創造経済ビタミンプロジェクト」と連携して進められる。

#### ウ ICT新産業の育成

新産業創出の取組として、未来創造科学部は2013年10月、現政権の今後5年（～2017年）でのICT分野におけるR&D政策及び方向性を盛り込んだ「ICT R&D中長期戦略 (ICT WAVE戦略)」をまとめた。今後5年間でICT R&Dに総額8兆5,000億ウォンを投じ、戦略分野となるICT中核技術10種と未来型サービス15種を指定し、これを通じ、生産誘発12兆9,000億ウォン、付加価値創出7兆7,000億ウォン、雇用創出18万人等の効果を目指している。

#### エ オープンデータ・ビッグデータ活用・縦割り行政解消をめざす「政府3.0」

朴政権では、開放、共有、コミュニケーション、協力の価値を国政運営全般に拡大しようとする政府革新の政策として、政権公約の中核課題の一つである「政府3.0」を進めている。2013年6月に安全行政部によりまとめられた「政府3.0推進基本計画」で、オープンデータ、ライフサイクルにあったカスタマイズド型行政サービス提供、省庁縦割り方式解消などを進める方針が発表された。

「政府3.0」の取り組みの一つに電子政府高度化が盛り込まれており、安全行政部の2014年度業務推進計画では、クラウドとビッグデータ活用による電子行政高度化を進める方針を盛り込んでいる。

## (5) インドの情報通信政策の動向

インドの通信サービス産業は、1991年以降の経済自由化政策の流れのなかで規制緩和・競争導入が段階的に実施され、特にモバイル分野の発展を中心としてインドの経済成長の一翼を担った。しかし、インド経済が2011年以降に減速傾向を見せ始め、それに呼応するように通信サービス市場の成長も鈍化傾向を見せ始めた。折しも技術やサービスが大きく変化するなかで新しい電気通信政策・制度を整えることの必要性が指摘されており、インド政府は市場に新たな成長局面をもたらすため、2012年5月に「2012年国家電気通信政策 (National Telecom Policy - 2012)」を発表した。

これは今後10年間のインドICT分野の方向性を決定付ける規制・政策の枠組みであり、その最大の目標は「安心安全で信頼でき、手ごろな価格で利用でき、高品質で融合された通信サービスが、いつでもどこでも利用できるようにし、それが社会経済全体の発展を加速させること」となっている。さらに、同目標の実現によって「ICT市場の多くの分野で多様な雇用機会を生み出し、より多くの投資を引き付けるような環境の構築」を目指している。

#### ア 農村部の電気通信普及率の向上

現在インドにおいては、「2012年国家電気通信政策」において示された「農村部の電気通信普及率の向上—2017年までに現状の39%から70%に、2020年までに100%にまで高める」という目標に向け、様々な取組みが推進されている。

インドのユニバーサル・サービス義務基金 (Universal Service Obligation Fund : USOF) は2003年に設立され、当初は基本的な固定電話サービスのみをその対象としていた。しかし、インド政府は、近年の携帯電話サービスの急速な普及や、将来的なブロードバンド・サービスの普及といった変化の激しい通信市場の状況に対応するため、2006年に「インド電信法」を改正し、移動体通信とブロードバンド・サービスに関しても、USOFに基づく農村部支援を可能とすることとした。これに基づいて政府は「共有モバイルインフラスキーム (Shared Mobile Infrastructure Scheme)」を立ち上げ、USOFを投入して複数のキャリアが共有できるモバイルインフラの効率的かつ迅速な構築を進めている。また、政府は「全国光ファイバ網 (National Optical Fiber Network) 計画」を決定し、USOFを投入して全国25万の村落全てへの光ファイバ網の構築を進めており、モバイルサービス及びブロードバンド・サービスの普及による農村部支援を実現しようとしている。

### イ モバイルバンキング普及促進政策

インド政府は、「2012年国家電気通信政策」において、「エンパワーメントの手段として携帯電話をあらためて位置づける」という目標を設定し、農村部に携帯端末をさらに普及させるとともに、モバイルバンキング等の携帯電話の利活用促進により国民の社会的・経済的能力を高めようとしている。

インド政府は、ショートメッセージサービス（SMS）や自動音声応答（IVR）サービス、USSD等の様々なメッセージ機能を利用してモバイルバンキングサービスの普及を後押しする方針をとっている。2013年11月には、インド電気通信規制庁（Telecom Regulatory Authority of India：TRAI）が、USSDを活用して通信事業者がモバイルバンキングサービスを提供する際に徴収する手数料について、1セッション当たり1.5INRsを上限とするよう指示した。USSDはSMSと似ているが、携帯端末が通信可能となっている場合のみメッセージがやり取りされ、即時性が高く、地域に限定した内容を扱う情報サービスで活用されている。TRAIは、国民全体を金融システムに取り込むため、モバイルバンキングを活用していきたいとしており、手数料の上限の設定により、銀行と通信事業者のやり取りを加速化させようとしており、今後の展開に期待がかかっている。

### ウ 通信機器製造促進政策

インド政府は、近年、通信機器及び電子機器の製造促進政策を打ち出してきている。その理由としては、①国家安全保障上の問題（ネットワークのセキュリティと安定のため、ネットワークの一貫性を確保し、外部からの攻撃を阻止する）、②輸出入の均衡（輸入過剰の現状を打破する）、③雇用の創出、④イノベーションの促進等が挙げられる。

「2012年国家電気通信政策」では、①国内の製造業を強化し、インドをグローバルなハブにすること、②設計、R&D、知財、試験、標準化、製造のエコシステム構築を促進し、通信機器の国内製造のバリューチェーンを生み出し、インドの通信分野の需要を満たすこと、③具体的な数値目標として、国内製品比率は2017年までに60%、2020年までに80%、付加価値は2017年までに45%、2020年までに65%、④WTOのコミットメントに沿いつつ、国内製品への優遇措置を設けること等の目標が示された。